

●香川県警察本部告示第1号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

香川県警察本部長 河 合 信 之

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第6条 削除</p> <p>（物件の送付）</p> <p>第7条 提出の取扱いを行った者は、当該提出に係る物件及び拾得物件控書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>第12条 削除</p> <p>（遺失届出書の送付）</p> <p>第13条 遺失届の取扱いを行った者は、当該遺失届に係る遺失届出書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（提出を受けた物件の取扱い、保管方法等）</p> <p>第17条 警察署長は、提出を受けた物件を警察署において保管するときは、亡失、滅失及び毀損を防止するため、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（1）現金（提出を受けた物件の売却による代金等を含む。）は、別記様</p> | <p>（拾得提出処理簿の作成）</p> <p>第6条 提出の取扱いを行った者は、別記様式第2号の拾得提出処理簿に当該提出に係る事項を記載しなければならない。</p> <p>（物件の送付）</p> <p>第7条 提出の取扱いを行った者は、当該提出に係る物件、拾得物件控書及び拾得提出処理簿を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付しなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>（遺失届出処理簿の作成）</p> <p>第12条 遺失届の取扱いを行った者は、別記様式第2号の遺失届出処理簿に当該遺失届に係る事項を記載しなければならない。</p> <p>（遺失届出書の送付）</p> <p>第13条 遺失届の取扱いを行った者は、当該遺失届に係る遺失届出書及び遺失届出処理簿を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付しなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（提出を受けた物件の取扱い、保管方法等）</p> <p>第17条 警察署長は、提出を受けた物件を警察署において保管するときは、亡失、滅失及びき損を防止するため、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>（1）現金（提出を受けた物件の売却による代金等を含む。）は、別記様</p> |

式第4号の保管金出納簿にその金額その他の必要な事項を記載した上、金庫に保管し、又は香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第219条第1項第1号に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）に当座預金として預託するものとする。この場合において、金庫に保管する現金の限度額は、別に定めるところにより、警察署長が決定するものとする。

(2) 物品は、別記様式第5号の拾得物整理票に必要な事項を記載して、これを当該物品に付した上、確実に施錠のできる保管庫において保管し、又は当該物品の保管のために必要な措置を講じておくものとする。この場合において、提出の取扱いの際に現金収納袋に収納された物品については、拾得物整理票に代えて当該現金収納袋に必要な事項を記載して、保管庫において保管することができる。

(3)・(4) 略

2・3 略

(警察本部長による検査)

第29条 略

2 警察署長は、前項の規定による検査を受けるときは、別記様式第24号の保管金出納計算書、別記様式第25号の拾得物品出納計算書及び別記様式第26号の小切手支払未済調書を作成し、並びに指定金融機関から第17条第1項第1号の規定による預託に係る当座預金の残高証明書（以下「残高証明書」という。）の交付を受け、並びにこれらの書類に別記様式第26号の2の表紙を付して編さんしたものを検査員に提出しなければならない。ただし、小切手支払未済調書については、振り出した小切手の支払に未済がない場合は、作成及び提出を省略するものとする。

3 警察署長は、第1項本文の規定による検査を受けるときは、検査対象年度に提出を受けた物件に係る拾得物件控書、受領書（法第11条第1項に規定する受領書をいう。）、拾得物件預り書その他の関係書類を受入れ又は払出しの別に区分し、それぞれ別記様式第26号の3の表紙を付して編さんしたものを作成しなければならない。

4 略

式第4号の保管金出納簿にその金額その他の必要な事項を記載した上、金庫に保管し、又は香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。）第219条第1項第1号に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）に当座預金として預託するものとする。

(2) 物品は、別記様式第5号の拾得物整理票に必要な事項を記載して、これを当該物品に付した上、確実に施錠のできる保管庫において保管し、又は当該物品の保管のために必要な措置を講じておくものとする。

(3)・(4) 略

2・3 略

(警察本部長による検査)

第29条 略

2 警察署長は、前項の規定による検査を受けるときは、別記様式第24号の保管金出納計算書、別記様式第25号の拾得物品出納計算書及び別記様式第26号の小切手支払未済調書を作成し、並びに指定金融機関から第17条第1項第1号の規定による預託に係る当座預金の残高証明書（以下「残高証明書」という。）の交付を受け、これらを検査員に提出しなければならない。ただし、小切手支払未済調書については、振り出した小切手の支払いに未済がない場合は、作成及び提出を省略するものとする。

3 略

別記様式第2号 削除

別記様式第2号 (第6条、第7条、第12条、第13条関係)

拾得提出処理簿
遺失届出

| 番号 | 受理番号 | 受理年月日 | 拾得・遺失 日時 | 拾得・遺失 場所 | 物 件 (種類、数量、特徴等) | 提出・届出者 の 住所及び氏名 | 処理結果 | 取扱 者印 | 本署受理 月日印 |
|----|------|-------|-------------|-------------|-----------------------|-----------------------|------|----------|-------------|
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |
| 第号 | | 年月日 | 年月日 午前午後 | | | | | | |

備考

- 1 受理番号欄は、拾得物件一覧簿又は遺失届一覧簿の受理番号を記載すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 拾得提出処理簿と遺失届出処理簿は、別冊とすること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第8条関係)

| 提出書 | | | | | | |
|--|-----------|---|-------------|--|---------|---------------------|
| 警察署長 殿 | | | | 年 月 日 | | |
| | | 施設占有者 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | | Ⓜ | | |
| 遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。 | | | | | | |
| ※受理番号 | | | | | | |
| 番号 | 物件の種類及び特徴 | | 拾得者の氏名、住所等 | 権 利 | 拾得日時・場所 | 一般拾得者から 提出を受けた日時 |
| | 現金(内訳) | 物 品 | | | | |
| 合計 | 円 | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 | | |
| (内訳) | | | 住所又は所在地 | <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | 氏名等告知の同意 | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 | 円 | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 | | |
| (内訳) | | | 住所又は所在地 | <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | 氏名等告知の同意 | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 | 円 | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 報労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 | | |
| (内訳) | | | 住所又は所在地 | <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | 氏名等告知の同意 | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 備考 | | | | | | |

- 備考
- ※の欄は、記載しないこと。
 - 提出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
 - 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について拾得者が、これらの全てを放棄している場合は棄権の□内にレ印を、遺失物法第34条の規定によりこれらを失っている場合は失権の□内にレ印を、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、有権のうち、放棄する権利がある場合には該当の□内にレ印を付すこと。
 - 同意欄については、遺失物法第13条第2項において準用する同法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしていないときは無の□内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときはいずれの□にもレ印を付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3号 (第8条関係)

| 提出書 | | | | | | |
|--|-----------|---|-------------|---|---------|------|
| 警察署長 殿 | | | | 年 月 日 | | |
| | | 施設占有者 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | | Ⓜ | | |
| 遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、次のとおり物件を提出します。 | | | | | | |
| ※受理番号 | | | | | | |
| 番号 | 物件の種類及び特徴 | | 拾得者の氏名、住所等 | 権 利 | 拾得日時・場所 | 交付日時 |
| | 現金(内訳) | 物 品 | | | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 住所又は所在地 | 同 意 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 住所又は所在地 | 同 意 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 | | |
| | | | 住所又は所在地 | 同 意 | | |
| | | | 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 備考 | | | | | | |

- 備考
- ※の欄は、記載しないこと。
 - 提出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。
 - 権利欄については、費用若しくは報労金を請求する権利又は物件の所有権を取得する権利について、拾得者が、これらのすべてを放棄している場合は棄権の□内にレ印を、遺失物法第34条の規定によりこれらを失っている場合は失権の□内にレ印を、それ以外の場合は有権の□内にレ印を付すこと。なお、一部の権利のみを放棄している場合は、当該放棄した権利について備考欄に記載すること。
 - 同意欄については、遺失物法第13条第2項において準用する同法第11条第2項に規定する拾得者の氏名等の告知について、拾得者が同意をしているときは有の□内にレ印を、同意をしていないときは無の□内にレ印を付すこと。また、拾得者が氏名等の告知に同意をするか否か不明のときはいずれの□にもレ印を付さず、同意の有無が不明である旨を備考欄に記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙

| 番号 | 物件の種類及び特徴 | | 拾得者の氏名、住所等 | 権 利 | 拾得日時・場所 | 一般拾得者から 提出を受けた日時 |
|----------------|-----------|-----|--|--|---------|---------------------|
| | 現金(内訳) | 物 品 | | | | |
| 合計 (内訳) | 円 | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 親労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 (内訳) | 円 | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 親労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 (内訳) | 円 | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 親労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 (内訳) | 円 | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 親労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 合計 (内訳) | 円 | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 費用放棄 <input type="checkbox"/> 親労金放棄 <input type="checkbox"/> 所有権放棄 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 備考 | | | | | | |

別紙

| 番号 | 物件の種類及び特徴 | | 拾得者の氏名、住所等 | 権 利 | 拾得日時 ・場所 | 交付日時 |
|------|-----------|-----|--|--|-------------|------|
| | 現金(内訳) | 物 品 | | | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| (内訳) | | | 氏名又は名称 住所又は所在地 電話番号その他の連絡先 | <input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権 同 意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 備考 | | | | | | |

別記様式第26号（第29条関係）
略

別記様式第26号の2（第29条関係）

| |
|---------|
| 年度 |
| 遺失物検査調書 |
| 警察署 |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第26号（第29条関係）
略

別記様式第26号の3 (第29条関係)

| | | | |
|-----------------|----|-------|---|
| 年度 | | | |
| 冊の内第 | | | 号 |
| 自 | 年 | 月 | 日 |
| 至 | 年 | 月 | 日 |
| 遺失物 | 受入 | 証 拠 書 | |
| | 払出 | | |
| <hr/> | | | |
| 受入・払出金額 _____ | | | |
| 証 拠 書 類 _____ 枚 | | | |
| 警察署長 | | | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第27号 (第30条関係)

略

別記様式第27号 (第30条関係)

略

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。